

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年5月13日現在

機関番号：17401

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2010～2012

課題番号：22530084

研究課題名（和文） 当事者論における当事者権の研究

研究課題名（英文） Theoretical Reconsideration on party rights in party theory

研究代表者

松原 弘信 (MATSUBARA HIRONOBU)

熊本大学・法曹養成研究科・教授

研究者番号：20190499

研究成果の概要（和文）：当事者論を総論と各論に分け、各論との有機的連関において総論の一翼を担う当事者権の研究を行った結果、当事者権を認めつつもせいぜい既判力の根拠論における理念的意義しか認めなかった伝統的通説を批判的に分析し、死者名義訴訟・法人格否認の法理の手続法上の適用など当事者確定論と関わる既判力の主観的範囲論、および法人内部紛争における被告適格など当事者適格論と関わる多数当事者訴訟論（特に共同訴訟的補助参加論）において解釈論上の有用な道具概念として用いることを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：By dividing party theory into general statement and particulars, a study on party rights playing a role in the general statement in the organic linkage with the particulars was conducted. We critically analyzed traditional common beliefs that while acknowledging the party rights, but only allowed ideological significance in the grounds theory of res judicata at best. This study revealed that the party rights could be used as a useful interpretation tool concept in two theories. One is the subjective scope theory of res judicata associated with party determinisms such as an application of the procedural law of the litigation in the name of a dead or the disregard of corporate entity. The other is the multiple parties suit theory, especially the supporting intervention as coparty theory associated with standing theory such as appropriate party as defendant in a corporate infighting.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合 計
2010年度	700,000	210,000	910,000
2011年度	700,000	210,000	910,000
2012年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総 計	2,000,000	600,000	2,600,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：当事者総論、当事者各論、死者名義訴訟、法人格否認の法理、既判力の相対性原則、共同訴訟的補助参加人の手続保障上の地位、会社組織関係の訴え

1. 研究開始当初の背景

(1) 当事者論を当事者各論と当事者総論

に分けたうえで当事者各論との有機的連関において当事者総論について研究するという問題意識に立った研究が従来全くといっていいほどなされてこなかった。そうしたなか、すでに行った当事者概念についての当事者各論との有機的連関に関する研究に続くものとして、同じく当事者総論に一翼を担う当事者権についても当事者各論との有機的連関に留意して研究を試みようとした。

(2) とりわけ、従来の研究では、当事者権は抽象的手続保障として、訴訟と非訟の関係において、非訟手続においても当事者ないし関係人に訴訟主体としての当事者権が認められるべきであるという制度論的な主張や既判力の根拠論における理念的意義においてその意義が認められるにとどまり、解釈論上有用な道具概念として必ずしも用いてこられなかった。

(3) そうしたなか、近時、当事者権は「手続保障の第3の波（第3期派）」の学説において、批判ないし限界が指摘されるようになり、抽象的手続保障としての当事者権と離れて「具体的手続保障」論が展開されるとともに、他方では、上田徹一郎説において、既判力の時的限界などの遮断効論において、「実体関係の手続保障」論が展開されるなど新しい学説動向が見受けられた。

(4) しかしながら、当事者権については依然として抽象的手続保障の枠にとどまるものとして、手続保障論の発展のなかで批判の対象となるか回顧的・歴史的な意義を有するものとして、新しい学説の動向から取り残され、いわば「置いてきぼりをくらう」という状況に置かれていたように思われる。

2. 研究の目的

(1) 1に述べたような当事者権をめぐる学説状況のなかで、手続保障論の発展から置いてきぼりをくらった「当事者権の再生」をはかろうと試みた。そのために、当事者権を当事者総論において当事者概念、二当事者対立構造とともに中核的な意義を有するものと位置付けるとともに、「当事者各論との有機的連関における当事者総論の研究」という問題意識の一環として研究を行うことにした。

(2) そのうえで、長年にわたり筆者が行ってきた「当事者論における当事者概念の研究」を踏まえつつ、それに引き続く形で、「当事者論における当事者権の研究」を当事者各論との有機的な連関に着目しつつ行った。

(3) それにより、当事者権は「訴訟と非訟」の関わりのなかで非訟手続にも当事者等の関係人に当事者権が認められているし、もっと認められるべきであるという「制度論的（制度設計的）意義」や「既判力根拠論」における「当事者権の保障に基づくその自己

（結果）責任としての既判力という理念的意義」を有するにとどまらず、解釈論上有用な道具概念としての意義をも有することを目的とする研究をめざしたものである。

(4) そのために、当事者権との関わりを従来のように「訴訟と非訟」論や「既判力論」だけに求めるのではなく、従来当事者権の意義があまり意識されてこなかった当事者適格論と関わる多数当事者訴訟論にも考察の対象を広げて研究を行った。

3. 研究の方法

(1) 当事者権を解釈論上有用な意義を有する概念として生かすために、まず新堂幸司博士により提唱された「行為規範と評価規範の峻別」という方法論を用いた。そのうえで、新堂博士が提唱された「行為規範と評価規範の峻別」を筆者なりの研究方法論とするために、「行為規範と評価規範の原則的一致と評価規範の観点による例外的乖離」と捉え直して用いることにした。そのうえで、当事者確定論と関わる既判力の主観的範囲論においては、このように捉え直した方法論が見事に「はまる」ことを明らかにした。

(2) また、もう1つの研究の方法として、当事者権と関わる過去の学説の意義と位置づけおよびその限界（問題点）を指し示して、問題の所在を明らかにするとともに新たな方向性を指し示すために、過去の学説から今日の学説に至る学説の動向を概括的に辿る形で検討し、その到達点を明らかにする「学説史的考察」という研究方法論もあわせて採用した。

4. 研究成果

(1) 2の研究の目的に念頭に置きながら、3の研究の方法論に則って、研究を行った結果として、下記のような研究の成果を得ることができた。

(2) まず第一に、当事者の確定論と関わる既判力の主観的範囲の局面においては、原則として当事者権＝抽象的手続保障のもとに訴え提起段階で形式的当事者概念に該当する当事者として確定された者がそのまま民訴法115条1項1号にいう既判力の相対性原則における当事者であるものの、例外的に、①死者名義訴訟において当事者権を行使した死者の相続人、②確定判決の騙取の場合の氏名冒用訴訟において当事者権を行使してきた氏名冒用者たる確定判決を騙取した者、③法人格否認の法理の手続法上の適用の局面において実際に当事者権を行使した背後者のように、行為規範の観点と乖離された評価規範の観点から当事者権を現に行使した「実質的当事者」をも115条1項1号にいう当事者に含めることができ、そこで働く当事者権は具体的手続保障の実質を有すること

を明らかにした。

(3) 他方で、当事者適格論と関わる多数当事者訴訟論における当事者権の意義を明らかにした。すなわち、会社関係訴訟たとえば選任取締役決議（の株主総会決議）取消訴訟における被選任取締役や人事訴訟たとえば検察官を被告とする死後認知訴訟における死後認知請求を受けた被相続人の相続人は、当事者適格を有しない者であるが判例・通説において対世効という判決効を拡張される重大な利害関係人であり、その者が訴訟参加した場合には共同訴訟的補助参加人の地位を有する。彼ら共同訴訟的補助参加人の手続保障上の地位について、共同訴訟参加人とは異なり当事者適格を有せず形式的当事者でもないものの、行為規範の観点からも評価規範の観点からも当事者権の面で当事者適格を有する当事者と同等の手続保障上の地位の実質を有する「実質的当事者」ともいうべき者であることを明らかにした。そうしたなか、会社など法人の内部紛争における被告適格について、会社など法人のみを被告適格者とする法人被告説（判例・通説）、前述した被選任取締役等の重大な利害関係を有する実質的紛争主体を被告適格者とする実質的紛争主体被告説（谷口説）、会社など法人および実質的紛争主体の双方とも共同被告説（少数有力説）の見解の対立があるなかで、形式的には法人被告説に立ちつつも、上記被選任取締役の実質的紛争主体に当事者権の観点から「実質的当事者」たる地位を認める形で実質的な共同被告説の立場に立つ、両説の折衷説ともいうべき私見を提示した。

(4) 上記 (2) (3) について5②の「当事者論における当事者権の研究序説」と題する論文において明らかにしたが、特に上記 (3) について特に学界の注目を浴び、日本評論社の発刊するとても著名な法律雑誌たる法律時報 1045 号（2012 年 4 月号）において「特集 会社事件手続法の展望」と題する特集号を出すので、「会社の組織に関する訴えの被告適格」という論文題目で寄稿をしてほしいとの依頼を法律時報の編集者から受けた。そこで、寄稿依頼に対して承諾し、上記題目の論文（5①）を書いた。

(5) 上記論文のなかで、次のことを明らかにした。先般の会社法の制定において会社の組織に関する訴えの被告適格について法定され、商法学者は一般に、民訴法学者において有力な見解として、これにより会社被告説で立法的な決着が図られたと解されている。だが、そうとはいえないのではないか、即ち、会社被告説と共同被告説の見解の対立は今日においてもなお解釈論上の論点として意義を有することを明らかにした。そのうえで、取締役選任（を決議とする株主総会）決議取消訴訟において会社

のみを被告として訴えた場合の被選任取締役の共同訴訟的補助参加の手続保障上の地位について、当事者権の観点から「実質的当事者」として行為規範の観点から形式的当事者に同視しうる訴訟主体的地位を有することを明らかにした。そのうえで、この立場に立って、従来の判例・伝統的通説たる法人被告説の意義と問題点、およびそれと対立する見解の少数有力説たる共同被告説の意義と問題点をそれぞれ明らかにした。そのうえで、5②の論文のなかで述べた試論を敷衍する形で、法人のみを被告適格者としつつ被選任取締役も共同訴訟的補助参加人でありながら実質的当事者として訴訟主体的地位を認めるという上記両説の「折衷的見解」ともいうべき独自の見解を私見と改めて提唱した。

(6) (5) の内容を有する 5①の論文は一定の反響を呼び、雑誌公刊後、日本評論社（法律時報）の編集者から上記論文を含む「特集 会社事件手続法の展望」の諸論文を中心に新たに論文を付け加えて『会社事件手続法の現代的展開』と題する新刊の本を出版する予定であり、については先に書いた 5①の論文を加筆修正して「会社組織関係訴訟の被告適格」と題する論文を書いてほしいという依頼を受け、受諾した。上記論文の中では特に本科研の研究テーマと最も密接に関わる「IV 学会シンポにおける質疑応答と共同訴訟的補助参加人の地位」の箇所についてより掘り下げて検討する形で上記論文を脱稿して初校・再校の校正を済ませており、近く上記新刊本の一部をなすものとして公刊されるのを待つばかりである。

(7) 科学研究費を頂いている期間中に科研のテーマと異なる依頼執筆（有斐閣から出版予定の注釈民事訴訟法の割当箇所たる民事訴訟法 256 条～259 条）などもあって、科研取得期間中に書き上げることは残念ながらできなかったが、下記論文 5②および 5①を発展させる形で構想した論文「共同訴訟的補助参加の理論的基礎——『当事者総論』との有機的連関の視点から」（仮題）を科研取得期間中から準備しており、来年 2 月締切の伊藤眞先生古稀祝賀記念論文集にエントリーして論文を現在書いているところである。ここでは、当事者各論たる共同訴訟的補助参加論について、本テーマたる当事者権だけでなく、当事者概念・二当事者対立構造を含む「当事者総論」との有機的連関の視点から、研究を拡大発展させる形で執筆を進めている。

(8) この論文では、5①論文で扱った会社関係訴訟だけでなく人事訴訟を含む共同訴訟的補助参加に該当するあらゆる訴訟を念頭に、昨年の民訴学会のシンポジウムで立法提案された「詐欺防止参加の廃止および共同

訴訟的補助参加の明文化」の当否の前提となる理論的基礎を「当事者各論との有機的連関における当事者総論の研究」という今回の科研のテーマの問題意識を受け継ぎつつ、本科研のテーマたる「当事者論における当事者権の研究」から「当事者論における当事者総論の研究」へと拡大・発展させようとする狙いをもったものである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

- ①「会社の組織に関する訴えの被告適格——手続法からの分析」法律時報 84 巻 4 号 (1045 号) (2012 年、査読なし) 18-24 頁 (松原弘信) (なお、上記論文を加筆訂正した「会社組織関係訴訟——手続法の視点から」と題する論文〔既に再校済み〕が今年 7 月に公刊予定の『会社事件手続法』(日本評論社)から公刊される予定である。
- ②「当事者論における当事者権の研究序説」熊本法学 122 号 (2011 年、査読あり) 31-71 頁 (松原弘信)

〔学会発表〕(計2件)

- ①松原弘信「会社の組織に関する訴えの被告適格——手続法からの分析」(九州民事手続研究会／2011・12・10)(九州大学)
- ②松原弘信「当事者論における当事者権の研究序説」(九州民事手続研究会報告／2010・10・23)(九州大学)

〔図書〕(計1件)

- ①「第3章 当事者」池田辰夫編『アクチュアル民事訴訟法』(法律文化社・2012年) 27-38 頁 (松原弘信)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

松原 弘信 (MATSUBARA HIRONOBU)
熊本大学・法曹養成研究科・教授
研究者番号：20190499

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者 なし